

令和6年度大田区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (住民税非課税世帯分・住民税均等割のみ課税世帯分・こども加算分)のご案内

▶物価高騰の影響を強く受ける低所得世帯への生活支援として給付金を支給します。

▶給付金を受給するためには、**手続きが必要です。**

①住民税非課税世帯分 / 1世帯あたり10万円 (1世帯1回限り)

【支給対象】

基準日(令和6年6月3日)において大田区に住民登録があり、**令和6年度から新たに**世帯全員の住民税均等割が非課税となった世帯

②住民税均等割のみ課税世帯分 / 1世帯あたり10万円 (1世帯1回限り)

【支給対象】

基準日(令和6年6月3日)において大田区に住民登録があり、**令和6年度から新たに**以下のいずれかに該当となった世帯

- 【1】世帯全員が住民税均等割のみ課税者で構成される世帯
- 【2】世帯全員が住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

③こども加算分 / 児童1人あたり5万円 (対象児童1人につき1回限り)

【支給対象】

①住民税非課税世帯分 または ②住民税均等割のみ課税世帯分の支給対象世帯のうち、以下の児童を含む世帯

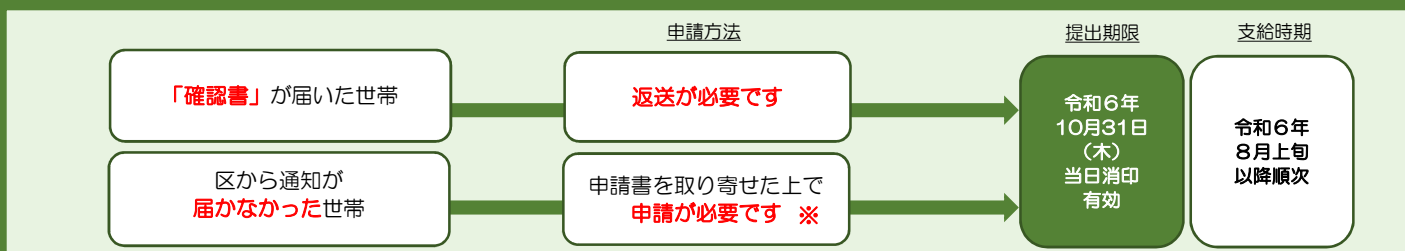
- 【1】基準日(令和6年6月3日)において世帯主と同一世帯である18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童
- 【2】基準日の翌日以降に生まれた新生児
- 【3】基準日時点で別世帯であるが、生計を同一にしている18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童

ただし、以下に該当する世帯は本給付金(上記①・②・③)の対象外となります。

- ▶令和5年度大田区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税世帯分:7万円、均等割のみ課税世帯分:10万円)の対象世帯及び対象世帯の世帯主であった方を含む世帯(他自治体の同趣旨の給付金等において該当する場合を含む)
- ▶住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ▶租税条約により住民税の免除の適用を受けている方を含む世帯
- ▶他自治体の本給付金と同趣旨の令和6年度給付金(10万円)において支給を受けた世帯の世帯主であった方を含む世帯

申請方法・提出期限・支給時期

支給対象と見込まれる世帯に「確認書」を送付します。



※以下の世帯は、ご自身で申請書を取り寄せる必要があります。コールセンターまでお問い合わせください。

- ▶税申告の修正手続きにより、本給付金の支給要件を満たすこととなった世帯
- ▶令和6年度住民税課税世帯であったが、扶養者と離婚または死別などにより、被扶養者だけが残った世帯
- ▶令和6年1月2日から令和6年6月3日までに区外から転入をした方のうち、転入前自治体において令和6年度の税情報確認できなかった方を含む世帯(転入前自治体で未申告であった場合や基準日までに複数回転入を行った場合等)
- ▶こども加算分の対象児童のうち、基準日の翌日以降に生まれた新生児や生計を同一にしている別世帯の児童を含む世帯

問い合わせ先

大田区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎: 0120(149)074

受付時間 8:30~17:15 月曜日~金曜日(祝日を除く)